第133号議案

平成20年度 久留米市水道事業会計補正予算 (第1号)

第1条 平成20年度久留米市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成20年度久留米市水道事業会計予算第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額(千円)		
検針業務委託料	平成21年度から平成23年度まで	168,413		

平成20年12月4日提出

福岡県久留米市長 江藤守 國

債務負担行為に関する調書の補正

(追加)

事項限度額		前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金 額	期間	金額	企業債	自己資金
検針業務委託料	千円 168,413	_	_	平成21年度 から 平成23年度 まで	千円 168,413	千円	千円 168,413